

発議第3号

岡本善徳議員のパワーハラスメントに対する問責決議

浦安市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和7年9月26日

浦安市議会議長 柳 毅一郎 様

提 出 者

浦 安 市 議 会 議 員

〃

〃

〃

〃

西 川 嘉 純

宝 新

水 野 実

中 村 理香子

吉 村 啓 治

賛 成 者

浦 安 市 議 会 議 員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

末 益 隆 志

小 林 章 宏

川野辺 則 章

美 勢 麻 里

上 野 賢 一

橋 爪 雄 輔

一 瀬 健 二

深 津 徳 則

毎 田 潤 子

工 藤 由紀子

斉 藤 哲

広 田 尚 大

岡本善徳議員のパワーハラスメントに対する問責決議

昨今、ハラスメントに対する社会的認知が高まると同時に、防止策が強く求められている。

浦安市議会としても市役所内の良好な職場環境および議会と執行部とのより適切な関係性を構築するため、条例制定に向け動く中、令和7年6月9日～令和7年6月20日に、ハラスメントに関する職員アンケート調査を行った。

その結果、広瀬明子議員、美勢麻里議員とともに行った市内行政視察において、岡本善徳議員からパワーハラスメント（恫喝、大声を出す行為など）を受けたとの回答があった。それを受け議会として事実関係を確認すべく全員協議会を2回開催し、当事者からの事情聴取、また当局から文書（当時の記録）の提供を受け、事実関係を確認した。その結果、当該回答に記載のあった行為について、岡本善徳議員を含む3名よりそれぞれ「事実である」との報告を受けた。

聴取の過程において一連の行為が職務上必要であるかのような主張もあったが、岡本善徳議員の今回の行為は、パワーハラスメント防止法に定義された3要件に該当するものであり、議員の実名を挙げて回答されたことは重く受け止めなければならない。いかなる理由であれ、ハラスメント行為は断じて許されるものではなく、浦安市議会の信頼を著しく損なう行為であると言わざるを得ない。

以上のことから、本事案に対し岡本善徳議員に深く反省を求め責任を問うものである。また今後、本市議会としていかなるハラスメントも容認しないことを宣言する。

以上、決議する。

令和7年 月 日

浦 安 市 議 会